

大船渡地区津波復興拠点整備事業ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1 大船渡地区津波復興拠点整備事業による防災拠点施設の整備や大船渡地区の活性化を図るための公益機能の集積、商業業務施設の復興をけん引する基盤整備等について、専門的見地から市長に提言を行うことを目的として、次の3つのワーキンググループを設置する。

- (1) エリアマネジメント
- (2) 行政施設
- (3) 商業業務施設

(所掌事項)

第2 各ワーキンググループの所掌事項については次のとおりとする。

- (1) エリアマネジメント
 - ア 津波復興拠点区域全体の整備方針等に関すること。
 - イ その他必要な事項に関すること。
- (2) 行政施設
 - ア 津波防災拠点施設に関すること。
 - イ 津波復興拠点支援施設に関すること。
 - ウ その他の公共施設に関すること。
 - エ その他必要な事項に関すること。
- (3) 商業業務施設
 - ア 民間商業業務施設に関すること。
 - イ その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3 ワーキンググループの委員は、それぞれ20人以内で構成し、市長が委嘱する。

2 各ワーキンググループに座長を置き、座長は市長が指名する。

(代理)

第4 委員はやむを得ない事由によりワーキンググループを欠席する場合、その委員が所属する団体等から代理人を定め、その者を代理人として出席させることができる。

(会議)

第5 ワーキンググループの会議は、市長が必要に応じて招集し、座長が議長を務める。

2 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

3 座長は、ワーキンググループを代表し、ワーキンググループの会務を統括する。

4 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6 ワーキンググループの庶務は、災害復興局大船渡駅周辺整備室において処理する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

別表

区分	所 属	役職名
エリア マネジ メント	大船渡市	副市長
	大船渡市災害復興局	局長
	大船渡市企画政策部	部長
	大船渡市総務部	部長
	大船渡市生活福祉部	部長
	大船渡市商工港湾部	部長
	大船渡商工会議所	事務局長
	国立大学法人 弘前大学	教育学部副学部長
	NPO 法人 地域交流センター	理事
	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	震災復興支援アドバイザー
	一般社団法人 東日本未来都市研究会	プロジェクトマネージャー
	大船渡地区公民館	館長
	大船渡保育園	理事長
	岩手県飲食業生活衛生同業組合大船渡支部	事務
行政 施設	大船渡市災害復興局	局長
	大船渡市災害復興局土地利用課	課長
	大船渡市企画政策部企画調整課	課長
	大船渡市総務部防災管理室	次長
	大船渡市生活福祉部地域福祉課	課長
	大船渡市生活福祉部保健介護センター	所長
	大船渡市商工港湾部商業観光課	課長
	大船渡消防署	署長
	大船渡市消防団	第2分団長
	大船渡地区公民館	館長
	ママ&ベビーサロン大船渡こそだてシップ	代表
	大船渡市ささえあい長寿推進協議会	委員
	一般社団法人 東日本未来都市研究会	コーディネーター
	気仙広域環境未来都市推進共同事業体	プロジェクトコーディネーター
	太陽エネルギーデザイン研究会	事務局長

商業 業務 施設	大船渡市商工港湾部	部長
	大船渡市商工港湾部商業観光課	課長
	大船渡市災害復興局土地利用課	課長
	大船渡市商工港湾部港湾経済課	課長
	大船渡商工会議所	産業振興課長
	大船渡市観光物産協会	事務局長
	国立大学法人 弘前大学	教育学部副学部長
	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	震災復興支援アドバイザー
		震災緊急復興事業推進本部参事
	一般社団法人 東日本未来都市研究会	まちづくり専門家
		まちづくり専門家
	大船渡大通り商店街	旧商店街
		旧商店街
		旧商店街
	大船渡南一番丁商店街	旧商店街
	おおふなと夢商店街	仮設商店街代表
	株式会社マイヤ	地元大型店代表
	復興おおふなとプレハブ横丁	仮設飲食店代表
	岩手県飲食業生活衛生同業組合大船渡支部	会計
	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合大船渡支部	支部長